京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例

平成１９年７月１１日

条例第２８号

京都府後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、毎年、２回とする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日から平成１９年１２月３１日までの間に招集すべき定例会の回数は、１回とする。